

- 保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第九			別表第九		
	リスク対象資産			リスク対象資産	
	貸付金、債券及び預貯金 並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品		貸付金、債券及び預貯金 並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品
[略]			[同左]		
ランク 4	<u>破産更生債権及びこれら に準ずる債権</u> <u>危険債権</u> <u>三月以上延滞債権</u> 貸付条件緩和債権	[略]	ランク 4	<u>破綻先債権</u> <u>延滞債権</u> <u>3カ月以上延滞債権</u> 貸付条件緩和債権	[同左]
備考 [1. ～ 7. 略]			備考 [1. ～ 7. 同左]		

備考 表中の「」の記載は注記である。